

東海薬学教育連携コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、東海薬学教育連携コンソーシアムと称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 平成20年度から22年度まで実施された文部科学省「戦略的大学連携支援事業」である「6年制薬学教育を主軸とする薬系・医系・看護系大学による広域総合教育連携」の成果を基盤に、東海4県の薬系8大学が中心となり県薬剤師会、県病院薬剤師会を連携し、地域全体として薬学教育、特に臨床教育の水準を高めることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、薬学教育の発展に関する講演会またはシンポジウム等の開催を行う。

第3章 組織

(連携大学)

第4条 本コンソーシアムは、以下の東海4県の薬系8大学を連携大学とし、構成する。

岐阜薬科大学、静岡県立大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、
金城学院大学、鈴鹿医療科学大学、名城大学、岐阜医療科学大学

(連携期間)

第5条 本コンソーシアムは、下記の東海4県の薬剤師会、病院薬剤師会を連携期間として構成する

静岡県薬剤師会、静岡県病院薬剤師会、岐阜県薬剤師会、岐阜県病院薬剤師会、
愛知県薬剤師会、愛知県病院薬剤師会、三重県薬剤師会、三重県病院薬剤師会

(東海臨床薬学教育連携センター)

第6条 本コンソーシアムは、会計や会議・講演会・シンポジウム等の準備・運営を行う事務局を名古屋市立大学に置き、東海臨床薬学教育連携センターと称する。

(センター長等)

第7条 本コンソーシアムは、次の役職を置く。

1. 東海臨床薬学教育連携センター長 (以下センター長) 1名

事務局を置いている名古屋市立大学より選出し、運営委員会で承認する。

2. 東海臨床薬学教育連携センター 副センター長 2名程度

副センター長は、運営委員の中からセンター長が推薦し、運営委員会の決議により選出する。

3. 監査 1名

監査は運営委員以外からセンター長が推薦し、運営委員会の決議により選出する。

第4章 運営委員会

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムの活動および会計について決定する運営委員会を置く。運営委員会での議決は、運営委員の合議とする。

(運営委員の選出)

第9条 運営委員会に出席する運営委員は第4条および第5条に示す各連携大学および各連携機関より1名を原則として選出する。

(運営委員会の開催)

第10条 運営委員会は、年1回を原則とし、必要に応じてセンター長が招集する。

(オブザーバー)

第11条 センター長の推薦により、運営委員会に参加するオブザーバーを選出することが出来る。

第5章 本コンソーシアム運営費及び会計

(運営費)

第12条 第4条に示す連携大学は、決められた分担金（別途、運営委員会で該当事業年度の前年度に決定する）を負担する。

(事業年度)

第13条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第14条 第6条に定める事務局は、年に一度、会計報告を作成し、監査の審査を受けた上で、運営委員会へ提出し承認を得る。

本規約は、平成27年4月1日より施行する。

(改定) 令和2年4月1日より施行する。

以上